

ドローンフィールドあきた 利用規則

初回制定 2019年05月01日
改 定 2019年10月15日

第一条（目的）

本規約は、「リバーテクノデザイン」（以下、「弊社」という）が管理・運営する「ドローンフィールドあきた」（以下、「フィールド」）を安全かつ適切に利用して頂くために必要な事項を定めるものです。

第二条（利用方法）

1. フィールドを利用する際は、原則、次の各号のいずれかの方法を選択します。
 - (1) 予め弊社ホームページにて利用の予約申し込みを行う
 - (2) 予め電話もしくはメールにて利用の予約申し込みを行う
 - (3) フィールド入口に備え付けの自動販売機（以下、「ガチャガチャ」）で規定の利用料金を支払い、チケットを購入し、解錠番号をもってゲート解錠して入場・利用する

第三条（利用の制限）

1. フィールドの利用は、原則、次の各号のいずれかに該当する場合に限ります。
 - (1) DJI 製 マルチコプターの操縦訓練
 - (2) DJI 製 マルチコプターの試験飛行
 - (3) 弊社が企画する講習会・展示会・技能試験など
2. 前項以外の利用の場合、利用者は予め弊社と事前協議を行い、弊社はその結果等を踏まえ、利用の可否を判断します。

第四条（利用料金）

1. 利用者が弊社企画の講習会等に参加する場合には、その利用料金は申し込み受講料金に含めて徴収されます。
2. 利用者はフィールドゲート入口に設置されたガチャガチャで規定の利用料金（操縦者1名1時間あたり500円）を支払います。以降、1時間ごとに500円を支払います。
3. 前条第2項に該当し、弊社が利用を認める場合、その利用料金は利用者と弊社が協議の上、個別に決定します。

第五条（予約内容変更・キャンセル）

1. フィールド利用当日に天候不良・災害、その他弊社の責に帰さない事由により、利用者がフィールドを利用できなかった場合、あるいは天気予報等の客観的な根拠に基づき、台風・強風等、明らかに天候が悪くなると予測される場合、利用者は無料で日程変更予約を行い、利用日を変更することができます。
2. 前項の場合のいずれの場合においても、既納の利用料金は返金されません。

第六条（安全管理）

1. 利用者はフィールドの利用にあたり、管理者の指示等を遵守しなければならず、また、本規約掲載事項以外に関しても、社会通念上、節度ある利用に努めなければなりません。
2. フィールド利用中の防災（火災・衝突等による人身事故・物損事故等の回避）、防犯（盗難・衝突等による人身事故・物損事故等の回避）等の安全管理は、利用者が自己責任で行います。
3. 管理者は利用者が前項に違反し、又はそのおそれがあると判断したとき、あるいはフィールドの安

全又は雰囲気を害すると判断したときは当該利用者の利用を中止することができます。

4. 利用者はフィールド利用中に不測の事態が生じた場合、管理者の指示に従わなければならないなりません。

第七条（運用方法）

1. 利用者は次の各号に従ってフィールドを利用して下さい。

(1) 利用者は飛行可能エリア及び高度を守り飛行すること。

(2) 規定の高度、飛行エリアを超える場合、管理者と事前に協議し、承認を得ること。

(3) 飛行可能エリア内の地上風速が定常的に5m/Sを超える場合、利用を中止すること。

(4) 入場者2名以上で使用する場合、代表利用者を定め、無人航空機に関する全てに責任を持ち、安全管理を行うこと。

(5) 利用者は利用に先立ち、損害賠償保険に加入し、その保険証書の写しを持参し、管理者にいつでも提示できるようにすること。ただし、機体重量200g以下のトイドローンはこの限りではない。

(6) 利用者は無人航空機の飛行に関わる法令、条例、規則等を遵守すること。

(7) 利用者は電波法及び関連法令に定められた技術基準に適合する機器を使用すること。

(8) 利用者は空撮等のデータ、映像、写真については、手段の如何を問わず、公開を行わないこと。公開を希望する場合には、事前に管理者に申請の上、公開対象のデータ、映像、写真を提示し、その承諾を得ること。

(9) 見学者は飛行エリアには立ち入らないこと。

(10) 購入チケット分の利用時間を厳守すること。

(11) 先に利用者がある場合、譲り合って円滑に利用すること。

(12) 先に利用者があり、ゲートが開門していても、ガチャガチャで利用料金を支払うこと。

(13) 入退場時はゲートを閉門し、元通りに施錠し、鍵の番号を変え、鍵は決して持ち帰らないこと。

第八条（禁止事項）

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、管理者はその利用をお断りします。これにより当該利用者に生じたいかなる損害についても、管理者は一切の責任を負いません。

(1) 第七条に記載した運用方法を逸脱する運用を行った場合。

(2) 利用申し込み時の記載内容に偽りがあると管理者が判断した場合。

(3) 管理者の許可なく、フィールド内外で作業や催事行為を行った場合。

(4) 利用料金を支払うことなく、無断でフィールドへ立入り、利用した場合。

(5) フィールドへの危険物の持ち込み、又はフィールド内の建物、設備、備品、備品等を破損、紛失した場合。

(6) アルコール飲料を飲んでの入場、フィールド内で飲酒した場合。

(7) たき火、その他火気を用いる行為を行った場合。

(8) その他、管理者が利用者として不相当と判断した場合。

2. 前項により利用申し込みの取り消し、又は利用が中止された場合、管理者は既に受領した利用料金を一切返金しません。

3. 前項の場合、当該利用者は管理者から損害賠償および利用料金の請求を受けたとき、直ちに管理者に対しその損害を賠償し、利用料金を支払います。

第九条（緊急対応）

1. 利用者はフィールド利用中に墜落事故を起こした場合、必ず機体を回収しなければなりません。
2. 前項の場合、利用者は管理者に直ちに報告し、事故後速やかに、事故現場の撮影記録、事故報告を管理者に提出しなければなりません。
3. 利用者はフィールド利用中に火災事故が発生した場合、ガチャガチャに常設の消火器を使用し、消火に努め、かつ、必要な場合は直ちに消防に通報しなければなりません。
4. 利用者はフィールド利用中に人身事故が発生した場合、直ちに、負傷者の応急処置を行い、必要な場合は救急に通報（病院への搬送）し、管理者に報告しなければなりません。

第十条（利用後の原状回復）

1. フィールドの利用終了後、利用者は、利用前の状態に現状を回復しなければなりません。
2. 練習場の利用終了後、機体の消耗部品やごみ等は全て利用者が責任をもって持ち帰らなければなりません。残材、ごみ等が処理されず、管理者がその処理を行ったことにより発生した費用は利用者に請求し、利用者はその支払義務を負います。

第十一条（免責および損害賠償）

1. 利用者がフィールド利用中に被った盗難被害、破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず、管理者は一切の責任を負いません。
2. 利用者がフィールド利用中に天候不良、天変地異、その他管理者の責に帰さない事由によりフィールド利用が中止された場合、その損害について管理者は一切の責任を負いません。
3. 利用者がフィールド内外の建物、設備、貸出備品を破損、紛失させた場合、利用者がその損害を全て直ちに賠償しなければなりません。
4. 利用者が管理者によりフィールドの利用を取り消された場合、利用者に生じた一切の損害（交通費等も含む）について、管理者は一切の責任を負いません。
5. フィールド利用中に利用者自身の都合で利用を取りやめる場合、管理者は受領済みの利用料を返金しません。
6. 管理者の責に帰すべき事由により、利用者に損害が発生した場合は、管理者は受領済みの利用料金を限度として、その損害を賠償します。
7. 利用者がフィールド内外で遭遇した事故等について、事由の如何を問わず、管理者は一切の責任を負いません。

付則

この利用規約は、2019年5月1日からとする。

※2019年10月15日改定